

紹介

デービッド・ガーランド著

「刑罰と福祉——刑罰戦略の小史」

(David Garland, "Punishment and Welfare", Gower, 1985.)

小野坂 弘

一本書はエディンバラ大学のガーランドの主著である。一九七〇年代に入って、犯罪と刑罰についての歴史研究が各国で盛んである。近代的な刑罰制度はいつから始まったのだろうか。この時代区分については、近代は「復讐の時代」であるとする主流派刑罰学はその出発点を第二次世界大戦の直後とする。これに対して Durkheim, Foucault は監獄が誕生した一八世紀の末とする。また、S. Cohen, Scull, Mathiesen は最近一〇年の展開

をまったく新しいパターンに達しているという。Foucault は監獄—刑務所は初めから改善の技術として、犯罪行為ではなく、犯罪者の性質に向けられたものとしてあったと主張する。これに対してガーランドは少なくとも英国については当たらないと言う。ガーランドはアメリカ合衆国に関する Rothman の時代区分を自分のものと同旨として引用する。本書はこのことを論証する。

なお、ガーランドは制裁・制度・言説・表示を含む、刑罰複合体の全体を表す用語として、「刑罰性 (penality)」という言葉を使う。

(一) 英国は一八九五年から一九一四年の期間に大きく変貌する。それを著者は「社会組織の自由市場形態の崩壊と、それに伴う規律機構の崩壊」と要約する。経済面では自由放任の時代が終わって、独占資本主義の時代の到来、国外での英国の地位の低下、利益の激減、一八七三—一八九六年の経済不況。政治的には、労働者階級の参政権の拡大、闘争的な労働運動の台頭、社会主義の脅威。社会的には各種の社会問題の拡大化。ドイツとの帝国主義戦争の脅威。

(二) ビクトリア時代の規律ネットワークの肯定的回復的軸を担っていたのは初等学校と私的な道德化機関であり、否定的抑圧的軸は刑罰性と救貧法——刑務所と労役所——であった。

しかし、この積極的軸を担う機関の効果は全く限られていたので、貧民に対する戦略は主として強制であった。一九世紀も後半になると、刑罰性と救貧法は労働者階級の最下層の部分——貧民・ルンプロ・「犯罪者階級」——を主として扱った。

犯罪者の大部分は文盲、未熟練労働者、失業者であったが、刑務所は関連規律制度（警察・労役所・学校・労働市場）とともに、犯罪性を特定の人々・家庭・近隣社会に困い込み、刑務所印によって「尊敬すべき労働者」——それは尊厳・自助・儉約というブルジョアの価値を採用し、雇主と権力に対して協力的妥協的であった——と「粗野な労働者」を分割した。

問題は労働者階級の間層——半熟練労働者・下級の事務員・季節的労働者等——であった。これらの人々は「危険階級」といっても接触しており、いつ何時、道德的墮落や社会的失敗に陥るか分からない「危険と隣合わせの階級 (perishing class)」である。この人々を管理し、「危険階級」との境界を取り縮まることが重要であった。

(三) ビクトリア時代の支配的イデオロギーは古典的な自由放任経済、功利主義哲学、福音主義キリスト教であり、これをまとめれば、「個人主義」である。もつとも自由でなく、平等でもない犯罪者・貧民について、自由で平等で責任ある個人ということを事実の問題として信ずるとは考え難い。それはブルジョア社会を維持するために「必要なフィクション」であると

考えられたのである。個人主義に伴う消極的國家も事態に反するイメージであった。しかし、ともかく、犯罪と貧困を個人の責任とすることで、ビクトリア時代には伝統的イデオロギーは辛うじて維持されていた。

(四) 一八八〇年代までは刑務所の問題は良い施設・職員・管理が用意できれば、解決すると考えられていた。しかし、一八九〇年代になると、刑務所が受刑者の改善・抑止にも、犯罪の減少にも成功していないことは累犯現象の悪化から誰の目にも明らかであった。その他の刑罰制度、たとえば、警察監視等に対する厳しい批判も含めて、刑罰制度に対する「包括的告発」(Gladstone 委員会) はビクトリア時代の刑罰性の危機をもたらしたのである。

当時の刑罰性制度と救貧法は対象人口・個人の同意や任意が期待できない、そもそも受け入れられない諸価値を押しつけた。その結果は「危険階級」の拡大再生産と、抑圧・排除の悪循環であった。

三(一) 本書は三部構成で第一部は「刑罰のパターン」、第二部は「改革プログラム」、第三部は「刑罰——福祉複合体」である。

第二部は一九〇〇年代の変容において「言説上、技術上の資源」として決定的な役割を演じた、犯罪学・ソーシャル・ワーク・優生学・社会保障の四プログラムについて述べている。「言説上の資源」あるいは「観念材料」は個人の思い付きを述べる非政治的産物ではなく、実務に書き込まれ、社会問題の解決策として主張される、社会運動の構成要素なのである。

「言説上の資源」の外に、それらの「組織的基盤」と「社会的支持」について述べられる。これらの四プログラムは政党政治の外のチャンネルを使って、通常の圧力団体のやり方——民衆へのパンフ配布、マス・メディアの記事・論文、専門的意見の発表、公的委員会での証言、ロビー活動、組織内部での影響力行使——によって要求を実現する。

ここで特に触れておくべきは、一九世紀ヨーロッパで医学・精神医学・遺伝学・経済学・社会学等における「人間の科学」の発展である。これらはプログラムに対して方法論・概念・知識を提供した。

(二) 犯罪学の出現は統計の発達、精神医学の発展、根拠基地としての刑務所の存在という三つの条件と結びついている。第

一の統計の発達については、本格的な展開は二〇世紀に入ってからである。しかし、既に一八三〇年代と四〇年代にフランスの初めの「道徳統計」を使って、Quetelet, Guerryが犯罪・貧困・結婚等の水準の規則性を明らかにした。英国でも統計協会が設立され、Mayhew, Boothらの社会的調査が行われた。犯罪学はこれらの資料を使った。統計資料の不備や解釈の粗さ、推測の混入は問題ではなかった。

第二の精神医学は犯罪学にとって欠くことの出来ないものであった。特に、初期の犯罪学は、自身の折衷的で社会問題指向の関心・主張を精神医学の資料・「科学的」証拠・權威によって表した。自由意思論、決定論についても、同様であった。

最後に、刑務所との関係である。この関係は「個別化」と「差異化」の二つの用語によっている。刑務所の単位は独房であったが、犯罪学はこの施設の設計を受け入れ、研究・矯正の対象を個人とした。「個別化」は当然の事柄であった。犯罪者と非犯罪者の区分は刑務所の壁が表していた。刑務所入口と一般人口という区分である。この区分は当然、それぞれの人口を構成する個人の違いに対応しているとされた。犯罪者の特徴は刑務

所入口の観察によって容易にえられると。このような「差異化」は一九世紀後半の英国とヨーロッパを支配していた、人口の分割という社会政治の戦略に基づく。

(三) 犯罪学は一八九〇年代の刑罰制度が犯罪の鎮圧・予防に失敗したことを激しく攻撃した。犯罪学はその失敗の背後に古典主義法学を見たのである。そこで、自由意思と責任に対しては危険性を、刑罰の均衡性に対しては社会防衛目的を、刑罰の均一性に対しては処分の多様性を主張した。

犯罪学は実証主義の方法論と折衷主義的手続だけではなく、「個別化」と「差異化」、「病理学」と「矯正主義」、「介入主義」と「国家主義」にコミットしていることから、共通の言説構造をもつ。この言説の統一性・反復性は更に、犯罪学が自己意識的な社会運動であることにもかわっている。

犯罪学は自由意思によって選択された行為という、古典主義の「哲学」を拒否して、人間行動とその決定因子の「心理学」へと移行する。自我——「意識と意思の絶対君主」(De Fleury)——あるいは、魂——創造性と選択の、触れることも知ることでもできない始点——を否定して、その場所に実体を持った、研究と

変容の対象たりうる「性格または、パーソナリティ」を置いた。

性格・パーソナリティが個人の行動の基礎であるとすれば、行動の違いは性格の違いを示すことになる。そこで病理学が登場し、犯罪者は病的な、規範よりも低い性格の持主であるとすると、犯罪行為は規範の侵害ではなく、規範からの逸脱であると。

(四) 犯罪性の発見は犯罪学の発見なのであり、犯罪性なしに犯罪学の存立はありえない。しかし、発見された犯罪性を見ることが触れることも聞くこともできない、実証的な証拠によつては確証されない、形而上学的想定にすぎなかった。

犯罪性は理論的研究の対象であるばかりでなく、政策・実践の対象でもある。犯罪学は改善・排除・予防によつて犯罪性の廃絶を目指す。

犯罪学プログラムには顕著な一貫性を示すテーマがある。少年・慣習犯・精神薄弱・酔払い等がそれである。かくも短期間のうちに、かくも広い国際的領域に、このような一貫性を確立できた。それは初期の業績の繰返と、言説が社会問題を基盤としてに理由がある。このことは、犯罪学の折衷主義と国家主義を説明する。初期の犯罪学は実証データが驚く程少な

い。それは一種の神学なのである。

(五) 犯罪学者の内々の会話の世界を越えて、犯罪学についての公衆のイメージや社会的世界における実践に影響を及ぼす対立・変異がある。まず、「素質か環境か」の論争。これは結局、多因子アプローチの中での力点の置き方の問題であるとされた。次に、もつとも決定的であった論点は、「生れつきの犯罪者」概念である。この概念はそれが多くの類型の内の一つとされた後も、民衆にとつてもつとも良く知られた、悪名の高い概念であった。この概念には、「改善不可能性」という敗北主義が必然的に伴った。Saleilles や Ruggles-Brise らの実践家はこの概念を証拠のない、「迷信」として退けた。第三に、これと関連した決定論については Ferrì, Garofalo, Ellis らは厳格な立場をとつたが、Saleilles, Prins, von Liszt らは「自由」と「決定論」を折衷した立場をとつた。人々は自由に自分の道徳的性格を展開しようが、一度、性格が形成されるや、以後は因果性の法則が支配すると。

第四に、優生学の方策に対する採否であるが、この点は後述する。最後に、「個別化」は論理的には決して犯罪の社会的原

因と社会改良可能性を排除しない。しかし、研究・政策の焦点が個人とその家族に狭められてくると、このラジカルな社会的次元は消失する。

(六) 犯罪学の社会的支持基盤はこのプログラムに直接かかわる人々——刑務所長・警察科学者・統計学者・人類学者・精神医学者等——は勿論であるが、Howard Association, Penal Reform League 等の英国の組織、International Union of Criminal Law, International Penitentiary Congress 等の国際組織、更には、一九世紀の終わりに英国で発展した新専門職——医者・大学教授等——もこれを支持した。

(七) 犯罪学の社会的インプリケーションについては、その「規制・イデオロギー上の可能性」が重要である。「値する／値しない」といった階級的偏見・道徳主義を避けて、「異常性」「病理性」という科学的用語によって、従来の法学に基づく国家的介入ができなかった場面で、広く深い介入を可能にしたのであった。しかし、刑罰性と恣意的権力の区別は価値・イデオロギーを共有する合理的人間の相互理解という、不確かなものであった (Salleilles)。

四(一) ここでは、ソーシャル・ワーク (social work) と刑罰改良を取り上げる。でも社会改革・社会工学の特別計画であった。その対象は個人・個々の事例から大衆・国民までであり、その中間に、家族・労働者・失業者等があった。介入主体も国家・自治体から教会、慈善団体、個人まで広がる。どのプログラムも国民全体とは言わないまでも、少なくとも、対象人口の実質的部分を規制・変容・道徳化しようとしていた。

しかし、ここで我々は、この「人口」が一人一人規制すべき、個人の集合として、いわばフィクションとして考えられていたか、そうではなく、「人口」全体が働きかけの本当の対象とされていたかを区別しなければならぬ。

(二) 「慈善組織協会 (Charity Organization Society=COS)」がビクトリア時代の *sw* の発信基地であったが、極めて保守的で自由放任経済・個人主義・道徳主義に基づいていた。COS は犯罪学と同じく、個別化・観察・調査・評価を強調し、性格の改善、援助可能性を主張して、無差別の慈善に反対した。しかし、COS は個人道徳的自由と責任の用語で考えていたこと、国家の介入に徹底的に反対したことの二点で犯罪学と決定的に

違うのである。

(三) COSの自由主義・自由放任経済のドグマと、下層に対する抑圧的排除戦略は全く支持できないものとなった。COSは社会問題の基盤となっていた、「階級の分断」を解決する政治的資質も経済的資源も持っていなかった。そこで、一八八〇年代になると、Toynbee, Barnettsの融和政策がこれに取って代わった。Barnettsの言う「実践的社会主義」である。swの個人主義的規範・実務を保持し、対象者の「独立の意識」を促進し続ける一方で、必要な者には侮辱的でないやり方で老人ホーム・改良住宅・公園・グラウンド等の給付を行った。これらはすべて、国家または自治体の公的給付を要求する。それはビクトリア時代の戦略の終わりを意味したのである。

更に重要なことは、swの委員会委員を労働者階級に解放し、協力関係を作ったことである。

(四) 刑罰改良の団体としてここでは、Howard Association (HWA) を考える。これらの団体が恒常的な国家公認団体として慈善のために存続していることは、英国の特色である。刑罰性のように国家が独占している分野では、国家は分野そのもの

を定義するとともに、反対の形態までも決めてしまう。HWAは刑罰改良を慈善の一環、悪徳・飲酒・貧困・不信心に対するキャンペーンの一つの局面と考えたが、国家の介入を主張したのである。

HWAは犯罪学の基本的立場を良識と福音主義から拒否したが、犯罪学プログラムと同じ提案を幾つかしている。ラジカルな犯罪学と保守的な刑罰部門・立法者を仲介する役割を演じた。同じ提案でも説明の用語は全く違う。分類は診断ではなく、道德的基礎によっている。プロベーションもそれに「値する者」に限定されている。不定期刑・予防拘禁も抑止手段である。改善もむしろ、贖罪と見られ、道德的奨励と神の恩寵による。犯罪学プログラムにはない、罰金分納・生産的刑務労働・慈善的訪問・少年裁判所・少年の拘禁禁止等の提案も行った。これらの提案が科学的議論なしで立法化されたことはHWAの戦略的立場を良く示している。

五(一) 社会保障プログラムは多くの個人・団体のしばしば対立し合う計画からなるが、社会領域を一定の保障・管理機構によって再組織化するという共通の目的を持つ。swにとって個

人の性格の問題であった。「人々の状態」は、今や、国民の質、民族の適性、国家の効率、そして、帝国の生き残りがかかる「国民の性格」の問題となった。この経済的非効率性は民主制の進展、階級諸力のバランスの変化に伴う不満・抵抗等の政治コストが社会的利点を上回るといふ、政治的非効率でもあった。慢性的で蔓延している貧困と肉体的劣悪化は私的機関や個人の能力を是るかに越えていた。

(二) このプログラムが生まれるには一九世紀には存在していなかった言説上の資源・技術が必要であった。「管理しうる人」という観念、管理を可能にする機構・技術・人員、社会管理の国家計画に必要な統計的、経済的、社会学的概念・データ。一八九〇年代に不十分ではあったが、条件が整ったのである。

更に、国家の新しく広範な役割と、社会領域の積極的な管理を正当化できる政治的イデオロギーの立場が必要であった。第一は「新自由主義」で、これは個人の自由を依然、強調したが、人々を不自由に行っている経済的障害を取り除く、国家の「道徳機関性」を主張する。第二は社会を個人の集合体ではなく、部分||個人の総計を越えた政治的、社会的、経済的諸力の統一

である。「社会的有機体」であるとする、新しい社会観念であった。最後は労働市場を計画的介入の対象とする考え方であった。個人の性格も競合的原因として残された。このようにして、権力概念は積極的なものに変わり、近代政治の正当な目標は社会の福祉を推進することとなった。

(三) 社会保障は社会管理の実践的国家技術に関心を集中する。この点で犯罪学と対照的であった。具体的な提案は移民、老人住宅給付から郵便局ネットワーク、産業における定職化促進、陸揚||交通の全国体系の再開発にまで及ぶ。社会保障プログラムの中心的要素を構成する決定的技術は、以下の三つであった。いずれも、労働市場を管理・合理化して、労働人口とその被扶養者を管理する制度的ネットワークの形成を目指すものであった。

イ 労働交換 これは知識の貯蔵と情報技術の導入によって労働市場を「見えるもの」にして、労働者には待機の時間を少なくし、使用者には労働者の情報を提供する。労働者の労働記録・条件・労働意欲等が区別・分類・評価され、失業手当・保険給付に値するの否、そうではなく、浮浪者・仮病者として規

律拘禁施設送りが決められた。市場自体についての予測・計画も可能となった。

ロ 保険制度 Beveridgeらの提案は国家給付ではなく、強制的な拠出保険制度であった。これは個人の儉約の観念を保持しながら、労働者を「社会の雇人」として毎週の支払と失業・病気の場合の受給資格というパターンに結び付けた。労働者は国家に利害を持つ。

ハ 労働コロニー これらの制度によっても「雇用不能」な者は公的施設に入れられて、参政権、市民権、父親となる資格を奪われるという提案であった。しかし、この提案は実現しなかった。

(四) 社会保障の主張者の政治的立場も改定自由主義、社会民主主義、国家社会主義、多様な新自由主義と様々で、そのために原則と実践的技術について多くの争いを生み出した。特に、国家に対する請求が個人の権利か否かと、国家の給付が例えば、行動改善といった、個人の要件を条件とすべきか否かが重要であった。

(五) これらのプログラムでは適性・規律・効率の要求水準に

達した者に対する「受け入れと保障」制度に、不適性・雇用不能・墮落した者に対する「排除と隔離」方策が対応していた。

国家の介入範囲が巨大化し、成熟した労働者の問題に国家が日常的に介入することで、それまでの政治的慣行が大きく変容された。両当事者の自由で任意の雇用契約は今後、国家の規制によつて媒介されることとなった。「自由」市場も上から組織・管理されることとなった。しかし、これらは全く社会主義的なものではない。

これらのプログラムは直接には社会問題に取り組む方策であった。しかし、一定の政治的機能が意識的に追及された。それは労働者の「正当な不幸」を取り上げることで社会主義的戦闘主義の根を断ち、個々の労働者を社会制度と国家に結び付けることで、責任ある、効率的な社会単位として構成する。

六(一) 優生学は確かにファシズムと関係しているが、この時代の英国にとつても無縁ではない。Galltonは「人間の特徵」論と、その遺伝による伝達論、そしてバイオメトリーを展開した。彼にとつては遺伝的性質は全人口についても特定できるものであった。「市民の価値」はかなり定量化されていて、正常に分

布していると。この国民人口分布図——それは Galton の社会的、階級的偏見に基づく——が優生学の疑問の余地のない基礎であった。下層階級・貧乏人・犯罪者・失業者は大体、それらの自然的属性を反映した社会的位置を保持すると。社会的地位から優生学的適性が論証なしで推定された。

優生学者は人口の再生産過程に介入して、歪曲した自然淘汰の過程を人工的に「合理的」なものに変えることを主張した。対象人口に中産階級を含むところが、他の三プログラムと異なる。この「より良い階級」の人口生産性を高めようとする。

(二) 否定的政策の面では優生学は極めて雄弁であった。個人を「不適性」「劣等」とする分割点は定義できるとしたが、この点は既に存在する極めて雑多な、社会的、法的、医学的分類によつたのである。「退化」は体質的または遺伝的な状態であるが、それは社会的行動によつてのみ知り得る。そして、社会的に望ましくない者が列挙される。まず社会的行動によつて定義された体質的・遺伝的「不適性」を今度はまた、社会的状態の「原因」とするとう、循環論理は犯罪学でおなじみのものである。犯罪学と優生学の両プログラムは実質的に重なつてい

た。ある種の優生学者にとっては、刑法典・刑罰制度そのものが優生学的装置なのである。

(三) 民族改良の積極的技術としては「選択的結婚許可状」、「市民の価値」資格等が、否定的な方策としては各種の隔離・予防施設、断種・去勢手術まであった。優生学の訴えは自然科学の権威と国民・帝国の進展と結びつけられ、自由主義の政治経済の理屈に基づいて主張されたので、極めて強力であった。

(四) 優生学は逸脱者個人に対して、治療的ニヒリズムの立場を取つた。標的となつた個人・家族は「子孫を生む者」として、その生殖過程そのものを直接に掌握されて「再編」された。政府は「合理的淘汰」の実施機関であつたから、徹底した国家介入政策であつた。動員されたのは、支配ブロックだけではなく、行政官・専門家・知識人・専門職の中産階級であつた。

七(一) 四プログラムは明らかに「社会的なもの」に注目した「社会政治」の時代を告げるものであつた。過去の否定的政策ではなく、社会領域の要素を育成・改良することで、国民の人生・生活に対する政府の権力を拡大した。

(二) 権力、特に、積極的権力にとつて、知識の産出は決定的

であった。それぞれが調査・観察装置を持ち、獲得した知識によって人口を分類・分割した。その際の特徴は社会問題の「非政治化」——権力の問題を個人の問題とすること——であった。この「非政治化」は科学主義によっていた。そもそも含めて結局は国家主義に帰着した。

(三) これらの分野の歴史的变化のリズムは〈戦略—失敗—プログラム—戦略〉というパターンである。これは危機管理形態の政治についての一般の観念と一致する。社会領域は多層構造のモザイクである。組織形態・技術・規制実務が、それぞれ一部作用しつつ、前の戦略の残り・痕跡を処理しながら、時々限界内で、層をなしている。社会領域で刑務所や改善主義のよりに生き残る制度は、異なった要素を容易に吸収し、次々と戦略に対応できるものである。

八 本書の分析の特色はなんとと言っても、第三部にある。まず、第六章は「抵抗、マヌーバー、そして、表示」である。

(一) 近代的刑罰性、すなわち、新しい刑罰——福祉戦略の形成過程は単一の過程ではなく、それぞれが最終結果に貢献した、「断片的な」争い・抵抗・交差・妥協を伴う、形成の全シリーズ

ズということになる。特に、社会的「規律」の問題は重要な問題であるのに、決して公然と論じられない。したがって、議会の資料の分析は役に立たない。社会的規律の問題はそれが階級の分断線を暴露する恐れがある時にだけ、論じられるといつてよい。特定の、相互に無関係な、比較的小さな問題を扱う文書・勧告等で論じられる。

あまり良くは見えないが、その深い抵抗力が変化の計画を阻止しつづける反対がある。法律家の主張する「有罪・責任・自由意思」の原則は法的言説を支えていただけでなく、資本主義社会の生産・結合関係の第一原理でもあった。同様に、改善の否定といった運命論は近代国家の正当性の源泉である、福祉改良を否定するものであった。それゆえに、激しく反対されたのである。

更に、刑罰による規律制度の階級的偏向は社会主義者にとって自明のことであったから、犯罪学・優生学プログラムに対する、労働者階級を代表する個人・組織の抵抗の「欠如」は説明を必要とする。

(二) 一九〇〇年代の刑罰性の変容をもたらした闘争の過程を

検討する。それは権力との関係で知識を考えることによつてなされる。例えば、犯罪学・優生学の言説・観念は学会や科学にではなく、「政府」にかかわる個人・機関・組織といった社会的諸力によつて支持・動員された、「プログラムの要素」なのである。

したがつて、理論的健全さ、科学的正しさ、効果の見通しだけでは、新提案の成功は保証されない。新提案は政治の世界で効果的に論じられねばならないし、刑罰関係を公衆に提示する、正当化言説によつて表示されねばならない。このように、プログラムを制度的実務に進めるのには、表示・イメージ・正当化の過程が決定的である。この過程は当局が一連の選択肢から表示に適したものを一方的に選ぶのではなく、改革者も争いに積極的にかかわる。その際には、言説の誤りや非一貫性、矛盾、非一義性等も一定の役割を演ずる。

(三) プログラムが抵抗を克服し、イデオロギー上の要求に対応する重要な方法の一つは、「言説上のマヌーバー」によつてである。これらのマヌーバーは実際の争いや議論の結果として現れるものであり、理論的に適切であるよりは、政治的に満足

できる解決を目指す。プログラムの実現・失敗の各段階での〈権力——知識〉過程で見られる。

イ 实用主義的妥協 犯罪学プログラムは伝統的法学・手続からの激しい抵抗に直面して、実践的統一の名において理論的差異を消してしまふ、「实用主義的妥協」によつて反応した。

このような妥協をおこなったのは、Ruggles-Briseのような、理論と実務の中間にいる〈専門家——実務家〉か、Prins, Saellies, Van Hamel, von Listzらの第二世代の理論家であった。一八八九年設立の International Union of Criminal Law が古い観念・制裁と新しいそれらの結合を擁護する「入口が二つある刑罰学」の代表的組織であった。英国の刑罰制度の实用主義的性格は周知のことだが、一八九五年の Giddons 委員会報告は「科学的理論が何を含意しようと、重要な例外はあるが、たいていの犯罪者は確かに改善しようという〈明白な事実〉を認識した」。

妥協のために選ばれた場所は、勿論、「実践」の領域であった。決定的論点として繰り返されたのは、英国の刑罰制度の常識に従つた「個人の観念」であった。社会的決定論者も「社会的要

因に影響された犯罪者個人」を対象として、そのような個人の犯因的環境からの隔離を主張した。それは政治的に「望ましい」からであった。

ロ テーマと観念の結合 もう一つの言説上の工夫は「多様なテーマ・観念の戦術的結合」である。まず、垂直の結合。特定の刑罰問題を一般的な政治的問題に結び付ける。特によく見られたのは、犯罪者・逸脱者と「国家の効率、民族の退廃」の結合であった。そのための用語は社会進化論から借りてきた「不適性者 the unfit」という言葉であった。次に水平の結合。これは種々の逸脱人口の観念を一つの言葉へと合成するものである。選ばれたのは「道徳的白痴」であった。これらの結合の非常に重要な結果は優生学プログラムの間接的な浸透であった。たとえば、予防拘禁についての議論を見よ。この点では一九〇八年の Goring の「イギリスの囚人」が重要である。「隔離 segregation」も本来の刑罰学の用語ではない。

ハ 社会的問題の締め出し この時代のテキスト・勧告の中に社会の問題を締め出して、政治的脅威を除去しようというマヌーバーの跡をたどることができる。このマヌーバーの「動機」は

改革者達の権力への意思である。当時の刑法・刑罰制度とそれらの個人主義イデオロギーは社会の問題の提起を許さなかったのである。犯罪学のラジカルな要素はプログラムの実現の重大な脅威であり、強制的に言説から取り除かれた。それは常に意識的になされた訳ではなく、ただ、刑罰性と政治を峻別する「体制の論理」に従っただけであろう。

(四) ここでは、犯罪者・責任・決定論といった、鍵となる議論の取り扱いと、解決の方向を分析して、イデオロギー的、政治的圧力を明らかにする。これらの議論・解決は理論的に適切であるよりは、政治的に満足できるから選ばれたか、少なくとも理論の論理によりは政治的戦術に多くの配慮が払われた場合であった。

イ 「犯罪人」・運命論・改善 第一に、犯罪行為に運命づけられた人種、刑法・刑罰の影響を全く受けつけない本性という「生来性犯罪人」のイメージは初期の Lombroso の見解さえも曲解するものであった。こんなイメージが自由に流通しては、あまりに危険である。そこで、「遺伝する犯罪性」理論の權威の拠点である Goring の著書への序文の執筆という、 Ruggles

Bribeの「救済」マヌーバーが登場した。同じことはInternational Unionのスローガン「犯罪の運命性ではなく、因果性」に見られる。改善は常に言説上主張されねばならない、近代国家の正当化イデオロギーなのである。それは「国家の強さを示すシンボルであり、国家における生きた徳の印・証拠」である(Churchill)。

第二に、犯罪者を絶対的に区別する「異常性」や「差異」を特定することではなく、「犯罪者と非犯罪者の間を走る(連続体)」という、相対的な犯罪性の程度」という、より洗練された、戦略的な考え方を採用する。このような戦略は規範を執行する機構を作り上げる。前もって一般化されたものとして知ることはいできないが、全人口をカバーする専門家の観察・検査実務のネットワークによって見付け出せる「他者」の存在に基づいて、「取締り」の拡大が正当化された。これはFoucaultの議論の拡大である。

ロ 自由意思・決定論・責任ある主体 Satellitesは言う。「責任」「自由意思」が主観的な幻想であったとしても、それらは「主観的な考え方として、そのような責任は効果をもち、意識的な

動機力となる」。「刑罰的見解が考慮しなければならないのは、この主観的現実、この心的イメージ・観念なのである」と。更に、個人は習慣の獲得、規律等によって自分の道德的性格を展させるかなりの自由をもつが、成熟の一定段階に達すると、自然的因果性の基本的法則が支配する。正常な性格は自由で責任を負いうるが、この自由は条件付の壊れ易く、デリケートな性格形成の機構と個人生活・社会生活の移り変わりに依存している。従って、多くの形成不十分な、あるいは、誤って形成された性格がある。これらの性格は病的に決定されており、介入の対象であると。

このようにして、「自由な」契約・商品交換・代表民主制に基づく資本主義社会の原則——「責任ある主体」——は維持された。この妥協は「責任ある個人」とされれば介入を免れることができるところから、大部分の人々にとっても、都合がよい。性格の多義性ゆえに、違った立場の同盟が形成され、抵抗が克服されたのである。

(五) 犯罪学のテキストでは一定の「言説上の戦術」と「表示様式」が繰り返される。自分の立場を表すために誰でもレトリック

ク・表示様式を使う。これらの言説形態の方向・含意・表示効果进行分析する。

イ 「司法的」なものから「行政的」なものへの移動 犯罪学テキストで見られる論点の移行である。今まで正義・相当性・応報の用語で語られた場面で、規範・欲求・危険が語られる。功利主義と社会防衛の立場である。全く犯罪を犯していない者が介入の標的となりうる。司法はこのような場合には、無力である。

ロ 先例に訴えること 新しいプログラムの新奇性を和らげて、現行の原則と両立させる戦術の一つである。例えば、累犯者の有期刑の終了後に警察監視をつけ加える実務が、予防拘禁の二重拘禁制度の先例として使われた。小さな、試験的な革新が一度実現すると、重要な先例として、プログラムの一層の拡大を許すことがある。

ハ 特例が規範になること 犯罪学テキストは責任が認められないからか、異常性格のゆえに普通の手続に委ねるべきでない「特例」「特別事例」をたくさん生み出した。これらの「特例」は一度許されると、その領域——従って、犯罪学の領域——を

広げる傾向をもつ。この戦術はもつとも抵抗の弱い所を攻撃して、そこを「突破口」として使う。明らかに「形成されていない」性格としての子供から、まず「青年」へ、次に「初犯者」へ、そして「三〇才未満の全犯罪者」へ。精神障害者という「誤って形成された」性格は「精神薄弱者」「慣習犯」へと拡大した。今日の「精神病質者」を見よ。

ニ 戦術的取引の役割 制度のある部分の厳しさを、別の部分の寛大さで正当化する戦術である。慣習犯にたいする一〇年という長期刑は受け入れ難いものであったが、その拘禁の処遇の寛大さを約束することで克服された。

ホ 言葉と比喩 犯罪・犯罪者のもたらす社会的害悪をあまりにも強調し、苛酷な対策が主張される時、「言葉の暴力」が見られる。「敵」「怪物」「鯨」といった激しい言葉が飛び交う。これらの言葉・文章は権力をめぐる争いにおいて説得方法として、喚起される連想・感情・反応を固定することを助ける工夫として機能している。

当時の犯罪学は医学的比喩によることが圧倒的に多い。マイナス・イメージをプラスに変える戦術である。刑期は自由の否

定ではなく、その間に改善という良いことが行われる期間となった。長期刑が主張される背景である。累犯者は「野蛮人」と非人間化されて、「犯罪に対する戦争」という、比喩でない、苛酷な対策を正当化する。

(六) 犯罪学の場合と同じことが、他のプログラムでも起きていると考えることができる。社会的戦略の問題に近づくには、「計算」過程が重要である。これらの議論で克服された抵抗の多くが、言説によって確立された立場の多くが、近代資本主義の深部にある「無意識の」イデオロギーに由来するとすれば、このことは特に決定的である。この「計算」は「真実」を狙ったものではなく、「真実の確立・支配体制」の確立を狙う。

どんな種類の知識が改革者に利用可能であったのか。それはどのようにして実際の計算へと導いたのか。改革者達は法律家・自由主義者・キリスト教徒・与論が「個人の自由」についてのどのように考えているかを知っていた。つまり、政治的領域の輪郭を、何が実際の、何がそうでないかを本能的に推測するのに十分な程度に知っていたのである。これらの計算は短期的で、個人として利用できる知識・資源に基づいていた。これ

らの計算は失敗することも多かった。イデオロギーは実際の効果を通じてしか社会的に存在しえない。これらの実務の維持を通して、語られないイデオロギーが再生産される。

九(一) 七章は「戦略形成の過程」である。本章と次章で二〇世紀の現在につながる「刑罰——福祉戦略」の形成・機能を分析して、刑罰上の意義、社会的意義を示唆する。公的報告での成功が公的言説への入口である。一八九五—一九一四年間で約四〇の報告・調査がある。キーワードは「調査・個別化・分類・改善」である。

犯罪学の実施技術は^{ss}の技術によって補われて、より広範な支持・効果をもたらした。別々の言説・プログラムが一つの勧告の中で交じり合っている。優生学プログラムではいつも、断種ではなく、隔離が選ばれる。「民族の純化」が個人への配慮・保護に置き換えられる。

どうして、問題もメンバーも違う報告の間にこのような相対的一貫性が生まれるのか。第一の理由は、先例となる報告の提案が模倣・協力・補完関係にあるものとして引用される、ドミノ効果のためである。これは一貫性の事実を説明する。第二に、

一貫性の特定の形態を説明するのは、これらのプログラムの宣伝、提出する証拠、用語形成の成功である。

(二) 「戦略形成の過程」を要約すると、まず、「社会的危機」が認識され、一定の政治的立場と適恰的に言説上解釈される。一連の解決策を練った「プログラム」が提案され、「政治的——言説上の闘争」においてプログラムは妥協・抵抗・変容される。そして、「政治的濾過過程」を通して、これらのプログラムは調査・報告・勧告によって「公的言説」の領域へと選択的に翻訳される。

そこで、これらのプログラムの概念・技術・勧告は政府によって代表されて、話合われ、取引されて、ある時は実現に成功し、ある時は失敗する。これらの過程は政府の政治的計算・戦略の限界の中で行われる。大臣・省庁間での協力・矛盾があり、議会の手持時間・政治的納得性・国民的正当性の制約の中での、短期的で断片的、反応的なものである。

このようにして、「一つの戦略」が展開して来る。それは、一連の共通目的、または、補完的目的をめぐる、緩い協力関係で動く機構ネットワークにおけるパターン・論理である。

イ 政治闘争 社会改革、特に、社会保障プログラムの成功は改革の雰囲気を作り出して、刑罰改革の分野にも波及した。主要な圧力は下層階級・労働者階級からではなく、支配的政党・知識人からであった。福音主義の用語——「慈善国家」は「救済」を必要としている者に「配慮・保護」の手を差しのべるべき「道徳的義務」がある——に仲介されて、改革は公的言説にとつて受け入れ易くなった。

ロ 公的機関と私的機関の同盟 世紀の変わり目頃にはアプター・ケアは国家的関心事となり、公的統制の拡大はこの分野を均一的、規則的、効率的にするとともに、安い既存の私的資源・施設・人員を使うことで刑罰当局の守備範囲・効率が拡大された。今や、全受刑者と司法的に適切とされた犯罪者に広げられ、裁判所は対象者の性格・生活様式についての必要な知識を入手できた。私的団体・ボランティアにとって特に重要なのは、自分の道徳的影響力——対象者は従う義務がない——が国家の支援に支えられていることであった。一九〇八年プロバーション法による取消権等。一九一一年釈放受刑者援助中央協会、一九一三年地方協会の設立。

ハ 行政のイニシャチブ 第三の方法は直接の議会の承認の
 いらぬ、行政上の命令によるものである。一八九八年の刑務
 所法は内務大臣に地方の既決刑務所の運営規則の制定権を与え
 た。一八九五年の Rugges-Brie のような、高級担当官僚の任
 命も、それ自体、一つの政策手段である。

ニ 議会の制定法 もっとも重要な第四の過程である。刑罰
 分野ではほとんど無批判に進む。プログラムそのものの中でと、
 公的言説への受け入れの段階と、二重に非政治化されていたた
 めである。

一八九八年刑務所法（一八九九年刑務所規則）。Gladstone 委
 員会の勧告の実施。非生産労働の廃止、沈黙制の修正、少年の
 分離、分類制（但し、犯罪・犯罪者の諸要求による裁判所の権
 限）、福音主義的改善（二〇年後には科学的なものに変換）。

一八九八年酔っ払い法。内務大臣の権限による特別改善施設
 への不定期収容、二元主義、伝統的用語。

一九〇七年プロベーション法。福音主義的用語は一九二〇—
 三〇年代には精神分析のそれに変容する。

一九〇八年犯罪予防法。第一編「少年犯罪者の改善」。一六

—二才の「青年」概念採用。処遇基準は「犯罪の習慣、傾向」
 「矯正可能性」で、制裁の目的は「犯罪の鎮圧」と「行為者の
 改善」。第二編「慣習犯罪者の拘禁」。予防拘禁制度。矯正不可
 能性の否定。行政の権限。

一九〇八年少年法。感化院・産業学校ネットワーク設置。少
 年裁判所特設。家庭の問題を国家の問題とする「革命的原則」
 の採用。

一九一三年精神障害法。犯罪行為や同意なしで、多くの欠陥
 者の拘禁を可能とした。優生学思想の残存。包括的情報制度の
 設立。

(三) これらの六法律は犯罪学・優生学と新—古典主義を折衷
 した内容であり、司法権が重大な挑戦を受けたが、結果は未決
 着である。刑罰領域と社会領域の変容は相互に関連し、支えあっ
 ている。イ 国家の介入と社会工学の拡大。ロ 人口・個人に
 ついての広範な規制知識の展開。ハ 人口の自然的諸力の構築、
 欠陥者の隔離と生殖禁止による「退化」・「非効率」阻止の試
 み。ニ 効率性・科学的基礎・人間の性質による正当化を要求
 する、非政治的行動様式の確立。以上の類似が指摘できる。

(四) 一九〇四年、一九〇九年の労働コロニーの提案は失敗した。「排除」と「隔離」なしの社会保障プログラムは実効性に欠ける。この「欠如」はどのように説明できるのか。排除原則は完全に落ちたのではなく、実践的には同じ位に効果的な機構に委ねられたのであった。ホースタル・感化院・プロペーション等のネットワークが正常化・矯正・拘禁という、より複雑な論理によって代替機構を提供した。労働の自由を否定する「不適性者」という概念は異常性・病理性・逸脱性の多数の形態に断片化し、特別の正当化を必要としなかった。

一〇(一) 最後に、八章は「福祉国家における刑罰戦略」と題してこれまでの分析を総括する。近代刑罰性は社会領域の再編成を背景として初めて理解しうる。一九〇〇年代の社会政策の決定的特徴は保障・統合の確立であった。鍵となる技術は拠出制の強制的な保険契約であった。これによって、参政権拡大による「政治的平等」に「社会的地位の平等」が付け加えられた。「欲求は社会的統合の手段として働き、反乱の理由とはならなかった」(Donzelot)。

(二) 社会保障の対象たる「普通の個人」ではない反抗的逸脱

者・周辺者に対しては、新しい刑罰実務・制度による強制的バック・アップ機構が必要であった。両者は共通の技術・イメージ・原則によっていたので、協力は容易であった。一定の行為規範の強化——順守者への報酬と違反者の処罰。対象者の分離——失敗者の社会化制度からの移送——と知識・記録の交換。ハ・ソフトな形での抑圧・排除手段の提供。二社会国家の新しいイメージの展開。「刑罰規律についての古い考え方は性格の力を押し潰し、破ることであるが、近代的な考え方はそれらを強化し、作り上げることである」と。

(三) 制裁の基準として、ビクトリア時代の有罪・責任・法的証拠・均衡刑罰に代わって、条件・性格・生活様式等が登場した。これらの変化は〈法十規範〉制度への動きと総括できる。この制度は個人の背景・歴史・性格・矯正可能性等のほか、家族・家庭についての知識をも要求する。医者・心理学者・ソーシャル・ワーカー等の人間科学者が権限を持ち、裁判官の役割は少年裁判所に典型的に見られるように、当事者間の判定者ではなく、相談相手となった。調査の浸透度は深くなり、場合によっては行為者自身の理解を越える。

「物事」の監督者は一定のルールの順守を要求する権限があるだけである。物事に関する行動は範囲が限られており、立法者にとってなされるべきことはすべて、前もって予見可能である。しかし、(人々々々)に関する行動は範囲が限定されず、限りなくデリケートである」(Kirrman Gray)。

四 「刑罰複合体とその作用様式」

イ 正常化部門 新しいプロベーション・アフター・ケアは「良き市民」の要件に合致するように、対象者の性格を改善しようとする。三部門中、社会化制度——家庭・学校・職場——にもっとも近い。司法権力が単なる犯罪の予防を越えて拡大した。必要な場合は家庭・親にまで及ぶ。ピクトリア時代に比べて、思慮深く、柔軟で効果的である。「洗練」されている。家庭・学校・職場の規律を乱すことなく、統制する。その意味で、これらの制度の「共同者」である。恒常的な社会化機関の動員に努める。

ロ 矯正部門 一部は古く、一部は新しい。矯正は単なるレトリックではない。それぞれの「矯正可能性」の基準により対象者を選び、不可能者を拒否する。矯正・教育・訓練等の制定

法上の義務をもつが、詳細はスタッフに任される。第一部門の不適切者を扱う。第一部門は必要な情報を提供し、本部門からの釈放者を扱う。

ハ 隔離部門 普通の社会生活からもっとも離れた部門であり、前二者の失敗者を扱うバック・アップ制度である。近代刑罰性は隔離部門をより明確に定義した。刑務所は、肯定的用語にも拘らず、益々、隔離機能を強めた。最後の手段として、抑止効果をもつ。

ニ 相互関係 この戦略は社会政治のそのミニチュア版である。このような折衷主義の全体的効果は、他のものの犠牲においてあるものを選ぶのではなく、むしろ、全格子目に及ぶ戦略ネットワークの中にすべての可能性を合同して、それぞれの潜在的な可能性を徹底的に引き出すことである。

(五) 「社会的規制の新戦略と問題」

イ 給付の問題 「参政権」の喪失なしの給付・学校給食・労働交換・失業者処遇等によって、階級分裂社会を改善する。労働者は責任ある、安定した、規則的な人々へと強制されるが、この強制は自動的な行政的判断の中に慎重に隠された。社会領

域は非政治化・非紛争化された。給付等は社会権ではなく、契約上の資格に基づくものと構成される。「協調主義 corporatism」の開始である。

○ 規律による規制の問題 参政権は成人の権利へと性格をかえた。この新しい権利を行使できる者はその規則性・政治的安定性・勤勉な実行によって、民主制に参加した。それはすべての人に対する教育を導入させた。欠陥者は無能力者として普通の社会領域から排除されて、監視された。これらの人々に対しては改善教育が課され、失敗者は個人的に病的的であるとされた。

この戦略は一連の規範・基準をそれぞれの担当機関・機関員が設定し、それらの機関・機関員はそれらの規範・基準を順守させることを任務とすることによる。自分達の考え方によって自分達の利益のために作った規範に自由に従うブルジョア家族と、自分達のものではない規範秩序の名において監視・介入に委ねられる家族の区別。

(六) 「長期的結果と効果」

イ 社会的戦略 一九〇〇年代の保障・管理制度はケインズ

主義、社会民主主義、「福祉国家」の基盤を築いたが、採用されなかった代案を政治的場面から排除した。一九八〇年代になつて、最初の重大な挑戦を受けている。

○ 刑罰——福祉戦略 今日ではより科学的な「社会復帰」が語られるが、一九八〇年代になつて初めて挑戦を受けている。現在の刑罰性の理解のためには、第一に、個人主義が維持され、社会改革の問題は排除された。一九五〇年代の社会改革の後、益々、そうである。第二に、刑罰領域は益々、専門化・行政化し、民衆参加は減少した。改善・矯正実務は「あるべき性格」として一定の態度・価値・特徴・イメージを処遇の実践的目標とする。公的な言説上の目標として挙げられているのは「規則的習慣・時間の正確さ・秩序性・服従・権威尊重・勤勉」等。女子に対しては家事・料理・洗濯等。これらを総括するものとしては、「有用な市民」「良い性格」「正常」といった漠然とした言葉である。これらを判断する「専門家」の機構が設けられる。これは新しい階級基準・政治的基準である。第三に、近代犯罪学の輪郭は、言説上のマナーの歴史と制度的権力への意思に言及することなしには、理解できない。人間的で改善的

なイデオロギーは政党横断的な合意形成を助け、この合意は二〇世紀の大半を通じて持続する。

(七) 「実務における戦略の限界と改定」 制度の構造論理とその後の展開の間には一定の溝があり、戦略の可能性とその実際の間にも一定の距離がある。複雑な戦略は決して完全には成功しない。これらの溝・距離は抵抗・矛盾・失敗の結果である。以下に述べることはこれまでの「補足」である。

新しい戦略は伝統的なそれに完全に取って代わったわけではない。罰金刑と短期刑の増大がこの失敗を証明している。判決においては、法的表決と診断・性格評価が手に手を取って共存している。正常化機関・矯正機関内部では道徳主義的立場と科学主義的立場の妥協が続いている。この戦略がもつとも成功したのはイデオロギー・正当化の場面であったが、これも悪質・危険な犯罪者に対する厳しい処分と組み合わせられていた。矯正の引き続き失敗は刑務官の地位・士気を傷つけ、性格改造は特別な事例だけで行われるものとなった。

刑罰は犯罪者個人を抑止的同調に強制すること、もつと普通には、引き続き失敗という、嚴重に監視された螺旋へと強制す

ることで、犯罪・犯罪者を「統制下に置き」、管理しているのである。この回避戦略は意識的なものであり、一世紀以上の「成功」を支えた。

(八) 「終わりに当たつての言葉——若干の一般的含意」 歴史的变化の形態・過程について、刑罰史の慣行的説明とは違つたやり方で述べて来た。言説分析の形態は「影響」「相関的变化」という漠然とした用語によつては不可能な、詳細なレベルでの歴史的過程を明らかにした。これらの言説過程は合理的啓蒙という薄弱な観念ではなく、〈権力——知識〉関係において分析された。刑罰上の言説は規制実務の組織化よりは、イメージ・公的表示・正当化に関心を持っている。それは単なる「神話化」と言い切れないが、正確な叙述的説明とも言えない。一部は刑罰実務の構成要素であり、一部はそのイデオロギー的表示である。事例の詳細な分析だけが、これらの要素の正確なバランスを明らかにしうる。

刑罰性と他の社会制度の関係は複雑な相互関係であり、Dürkheim, Rusche & Kirchheimer が言うように、単純な決定論ではないし、単一の「形態」(Pashukanis の「法のブルジョアの

形態)や「論理」(Foucaultの「規律社会の無情な論理」)に従う訳ではない。福祉的制裁は福祉国家の底辺であるが、両者は一般的戦略の条件づけあう要素として関係し合っている。

社会的平等・民主制・福祉の諸価値と適合した刑罰規制の新しい形態は自動的に、あるいは、社会主義への動きの中で展開してくるわけではない。それは処罰者と処罰される者がいつも国家と個人ではなく、支配関係にはない方策、開かれた制度・実務を展望する。